平成２７年（フ）第３８１４号
大阪府八尾市北本町２丁目９番11号　北本町プラザⅠ　402号室、事業所所在地神戸市中央区中山手通２―20―５
破産者　アルテ・ミューゼこと　濵田由美子
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１６０号
大阪府枚方市岡山手町５番18―203号、前住所大阪府枚方市星丘１丁目18番８―211号
破産者　佐々木克一
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６６０号
大阪市淀川区三津屋北２丁目15番45―505号、前住所大阪市淀川区西宮原３丁目３番５―113号
破産者　石川　祐一
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６９２号
大阪府岸和田市宮前町８番46―505号
破産者　旬鮮季菜　素人料理処　一こと　明賀　一夫
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７７６号
大阪府東大阪市新庄４丁目16番14―105号
破産者　阪本　香織
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９４３号
大阪市平野区瓜破東２丁目５番33号　メゾンドギャルソン　202
破産者　野村眞美子
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０００号
大阪府茨木市駅前３－３－25　ミーナ茨木501、住民票上の住所北九州市小倉北区片野２丁目５番17号
破産者　アトリエ・モアこと　安藤　泰生
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１９４号
大阪市都島区都島北通２―13―５―302、住民票上の住所大阪市都島区都島北通１丁目15番18号
破産者　橘　　一
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９号
岡山県和気郡和気町日室150番地１、開始決定時の住所岡山県津山市野介代1531番地１
破産者　藤原　勝則
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第２５号
岩手県釜石市源太沢町１丁目４番14号
破産者　高橋　雄二
1　決定年月日　平成28年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２７年（フ）第４８９号
神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸1283番地５　サンビレッジ湘南１号室
破産者　中谷　智子
1　決定年月日　平成28年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０号
新潟県佐渡市中興丙７番地１　市営木戸沢住宅Ｄ棟17号
破産者　猪股　秀夫
1　決定年月日　平成28年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２６年（フ）第７３号
長野県佐久市岩村田3134番地、申立時の住所長野県北佐久郡御代田町大字御代田2084番地５
破産者　浅村　　泉
1　決定年月日　平成28年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第２６８号
和歌山県岩出市岡田1007番地の５
破産者　永山　勝也
1　決定年月日　平成28年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３６４号
兵庫県芦屋市南宮町13番４―303号
破産者　河野　宏和
1　決定年月日　平成28年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第６３５号
北九州市戸畑区浅生３丁目７番５―205号
破産者　桑野　隆年
1　決定年月日　平成28年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２３号
熊本県上益城郡益城町大字馬水679番地サンフレッシュ201号、前住所熊本県阿蘇郡小国町大字下城3338番地
破産者　川島　節子
1　決定年月日　平成28年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
熊本県上益城郡益城町大字馬水679番地サンフレッシュ201号、前住所熊本県阿蘇郡小国町大字下城3338番地
破産者　川島　光宏
1　決定年月日　平成28年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係